

## ※源泉所得税及び復興特別所得税納付指導会のお知らせ※

専従者給与や従業員給与等への支払いがある事業者で、「納期の特例」の承認を受けている、源泉徴収義務者が、令和3年の1月から令和3年6月までの間に支払った給与等から徴収した、

源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は7月12日(月)です。

### 青色申告会では下記の対策をして対応させていただきます。

- 6/21(月)～7/9(金)  
平日 9:00～11:00 13:00～15:00 は予約なしにて対応致します。  
源泉所得税以外の相談がある方はご予約お願い致します。  
(従業員が5名以上の会員様はご予約願います)
- 江東東税務署管轄の会員様の納付書のお預かりは7/9(金)まで
- 江東東税務署以外の会員様の納付書のお預かりは7/5(月)まで
- マスクの着用をお願いいたします。
- 37.5度以上・体調不良時の来局はご遠慮ください。
- 事務局内では人との間隔を空けてください。
- 例年7月に開催しております砂町文化センター及び大島中央町会会館での源泉所得税及び復興特別所得税指導会にしましては、今年も新型コロナの影響により中止とさせていただきますのでご了承ください。

## 日曜相談会のご案内

当会では毎月、個別記帳相談会を開催致しております。7月は下記のとおり開催致しますので、記帳や会計ソフトでの記帳などでわからない点がございましたら、ご予約の上ご来局ください。

平日に事務局をご利用できない方は第二日曜日の相談会を是非ご利用ください。



日程: 日曜日 令和3年7月11日(日)  
受付: 日曜日 午前9時から午後2時(12時から1時を除く)  
会場: (一社)江東東青色申告会事務局  
電話: 03-3685-8245

役員さんには、ボランティアにて、配付などをお願いしておりますので、皆様のご協力をお願いします。

## 江東東青色だより

〒136-0071 江東区亀戸 2-23-13  
TEL 3685-8245  
FAX 3685-8200  
発行責任者 石井 宏怡  
Email support@aoiro-kotoh.or.jp



## 月次支援金の事前確認が始まっております！！

### 1. 月次支援金の概要

- 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置※1又はまん延防止等重点措置※2に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。
- 月次支援金の給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めていきます※3。

#### 給付要件について

要件1	対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という。)に伴う <b>飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響</b> を受けていること※4
要件2	2021年の <b>月間売上が</b> 、2019年又は2020年の同月比で <b>50%以上減少</b>

給付額	= 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上	
中小法人等	上限 <b>20</b> 万円/月	個人事業者等 上限 <b>10</b> 万円/月
対象月	対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、 <b>売上が50%以上減少した2021年の月</b>	
基準月	2019年又は2020年における <b>対象月と同じ月</b>	
申請受付期間	4月・5月分: 2021年 <b>6月中下旬～8月中下旬</b> 、6月分: 2021年 <b>7月1日～8月31日</b>	

※1 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス等緊急事態措置」  
 ※2 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の4第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置」  
 ※3 申請者の利便性向上のために一時支援金の仕組みを用いることから、一時支援金事務局が月次支援金事務局を兼ねることとします。  
 ※4 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることとす。

#### 月次支援金の申請方法

- 手順1 月次支援金のHP上で仮登録/申請IDの発番を行う
- 手順2 登録確認機関から事前確認を受ける
- 手順3 マイページ上で月次支援金の申請を行う

江東東青色申告会では手順2の登録確認機関に登録していますので、事前確認が必要な方は**申請ID発番の上、平日の16:00までにご来局願います。**

※予約の必要はございません。  
 ※一時支援金とは異なりますのでご注意ください。

役員さんには、ボランティアにて、配付などをお願いしておりますので、皆様のご協力をお願いします。

## 東京都中小企業者等月次支援給付金について

(表面の月次支援金とは別の給付金ですのでお気を付けください)

本年4月以降に発出された緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、売上高が減少した都内中小企業等を対象に、国の月次支援金に対して**支給金額を加算(上乘せ)**するとともに、国制度の対象要件を緩和し、**支給対象を拡大(横出し)**して、都独自に給付します。

### 1 給付対象者(上乘せ・横出し共通)

- 都内に本社・本店のある中小企業等及び都内に住所のある個人事業者等
- 都内に本社・本店のある酒類販売事業者

### 2 給付額(中小企業につきましては掲載を省略しております)

		2019年又は2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上	
		50%以上減少	30%以上 50%未満減少
個人事業者等	酒類販売事業者	上限10万円/月	上限5万円/月
	その他の事業者	上限2.5万円/月	上限5万円/月

※月ごとに売上高の減少額に応じて給付額を決定(定額給付ではありません)

※対象月:2019年又は2020年の同月比で、売上が30%以上減少した2021年4・5・6月

※基準月:2019年又は2020年における対象月と同じ月

### 3 給付要件(以下のいずれも満たす必要があります)

- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- 【上乘せ】2021年の対象月の売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること  
【横出し】2021年の対象月の売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて30%以上50%未満減少していること

※給付対象具体例等は東京都のHPにて確認願います。

### 4 詳細について

東京都が7月上旬に開設予定のポータルサイトで確認願います。

※問い合わせ先 産業労働局商工部調整課 03-5320-4672

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんもお加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

役員さんには、ボランティアにて、配付などをお願いしておりますので、皆様のご協力をお願いします。

## 申告書の収受日付印にお気を付けください!!

月次支援金や協力金の申請時に確定申告書や決算書の添付が必要な場合、青色申告会の受付印では認められない場合があります。当会を通じ確定申告をされた会員様については、税務署の収受日付印のある確定申告書及び決算書の控えは当会でお預かりしておりますので必要な方はご連絡お願い致します。また、マイナンバーカード等で電子申告した会員様はメール詳細が税務署の収受日付印の代わりとなりますので申告書等と一緒に提出願います。

また、マイナンバーカード及びパスワードがわかる状況で決算作成相談会に来局された会員様はその場で電子送信及びメール詳細をお渡し出来ますのでお早めにマイナンバーカードの取得をお願い致します。

これは税務署の収受日付印ではありませんのでご注意ください



## 夏季休業のご案内

江東東青色申告会では、誠に勝手ながら下記日程を夏季休業とさせていただきます。

**8月10日(火)~8月13日(金)**

皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

### 個人事業税の納税通知書の発送時期について

個人事業税の納税通知書は、原則として8月に都税事務所・支庁から発送しておりますが、所得税及び個人事業税の申告期限が延長されたことに伴い、一部の方については、9月以降に納税通知書が発送される可能性がありますのでご留意ください。

詳しくは東京都主税局ホームページ内の「国税の申告・納付期限の延長に伴う対応について(新型コロナウイルス感染症拡大防止関係)」をご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2020/20210208.html>

html



役員さんには、ボランティアにて、配付などをお願いしておりますので、皆様のご協力をお願いします。